

令和 7 年度における笛吹市の障害者就労施設等からの 物品等の調達の推進を図るための方針

令和 7 年 6 月 5 日 策定

1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、笛吹市の全ての機関における物品等の調達に適用する。

3 対象となる施設等

本方針の対象となる施設等は、別表に掲げる施設等のうち、その所在地又は住所が山梨県内にあるものとする。

4 調達する物品等

市が調達を推進する物品等は、次のとおりとする。

区 分		具体的な物品等の例示
物 品	事務用品	コピー用紙、図面袋、フラットファイル など
	食料品等	弁当、飲料、加工食品、パン、菓子類 など
	小物雑貨	花苗、記念品、手芸品、洗浄用具 など
	その他の物品	トイレットペーパー、プラスチック製品、寝具 など
役 務	印刷	名刺、名入り封筒、チラシ、製本 など
	クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理 など
	情報処理・テープ起こし	データ入力、ホームページ作成 など
	その他の役務	袋詰、資源回収、点字処理など

※上記は、調達を推進する物品等の一例であり、市において調達可能な物品等であれば、上記以外にも対象とする。

5 調達目標

令和 7 年度における調達の目標額は、前年度実績額と同程度とする。

（令和 6 年度調達実績 872 千円（前年比 112%増））

6 調達推進方法

- (1) 保健福祉部障害福祉課は、施設等から提供される調達可能な物品等の情報を各部署に提供する。
- (2) 各部署は、提供された情報をもとに施設等からの物品等の調達に努める。
- (3) 施設等からの物品等の調達にあたっては、施設等の供給能力に合わせ納期、納入条件等について適切な配慮を行う。

7 調達実績の集計、公表

調達実績は、会計年度が終了次第、保健福祉部障害福祉課が各部署に照会の上、取りまとめ、速やかに公表するものとする。

別表

調達の対象とする施設等（法第2条第2項から4項による。）

障害者基本法（昭和45年法律第84号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に定める施設	就労移行支援施設
	就労継続支援施設（A型・B型）
	生活介護施設
	障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
	地域活動支援センター
	小規模作業所
障害者の雇用の促進等に関する法律（昭35年法律123号。以下「障害者雇用促進法」という。）及び障害者雇用促進法施行令（平25年政令第22号）に定める障害者を多数雇用している事業所	障害者雇用促進法に基づく子会社の事業所（特例子会社）
	重度障害者多数雇用事業所（次のすべての要件を満たすもの） ・ 障害者の雇用者数が5人以上 ・ 障害者の割合が従業員の20パーセント以上 ・ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30パーセント以上
障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

